

# しんち にじいるスマイル プラン

～ 第2次新地町男女共同参画プラン ～

〔概要版〕



平成29年3月  
福島県新地町

## 人と自然が共にかがやき 笑顔あふれる町をめざして

町民の皆様には、日頃より町行政に対しまして深い御理解と御協力を賜り、心より感謝いたしております。

この度、「第2次男女共同参画プラン」完成の運びとなりました。

第1次プランは、平成16年度から25年度までの10年間を期間として策定されました。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災と津波、更には東京電力第一原子力発電所事故の影響のため、計画していたプラン改訂が今年度まで待たざるを得ませんでした。しかし、町民は震災等と対峙する復興の道程において、人と人の「絆の重要性」を実体験として心に刻みながら日々を歩みました。私自身、震災では男女共生社会の理念「共にお互いを尊重し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担うことが実現される社会」の重要性を痛感いたしました。



私は常々「チームしんち」という言葉を申し上げております。一つの仕事を成し遂げるためには、一人の力では限りがあります。あいさつを交わし、多くの人とコミュニケーションを通じた良好な交流関係、つまり、男女協働による「チームしんち」で築く町づくり・人づくりこそが新地町の明るい未来に繋がると認識しております。

新地町は幸いにも四季折々の表情がある豊かな自然に恵まれております。その自然の散策や観賞に、老若男女を問わず多くの皆様が来町なされます。静かに顔を閉じてみると、「新地町に来てよかったね」との言葉が交わされる未来風景が浮かんでまいります。

御高齢者の皆様からは永年の御経験から習得なされている技術や知恵を頂戴し、若者や子どもたちが将来の不安定なリスク社会を健康でしなやかに生き抜くことのできる術を身に付け、さらには次の世代へとつないでいくことで、新地町のよりよい未来へのかけ橋となるよう願っております。

そして、個性豊かで多種多様な人達が皆平等に過ごせるように、本プランを指針として家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場面で町民の皆様とともに理念に沿った町づくりを積極的に推進して参りたいと考えております。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重な御意見をいただきました男女共同参画プラン推進会議委員の皆様をはじめ、策定のための町民アンケートに御協力いただいた町民の皆様方に深く感謝申し上げます。

平成29年3月  
新地町長 加藤 憲郎

## 第1章 プランの基本的な考え方

### プランの基本理念・目標

本プランでは、次の基本理念と5つの基本目標を設定して、計画の推進を図ります。

#### 【基本理念】

**男女が互いを尊重し、ともに個性を発揮して、  
共同参画できる社会づくり**

#### 【基本目標】

- I 復興・防災における男女共同参画の推進
- II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進
- III 仕事と生活の調和を図るための環境の整備
- IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進
- V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

### プランの位置づけ

- (1) 本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項において規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (2) 本プランの一部は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条の2に規定されている「市町村推進計画」として位置づけます。
- (3) 本プランは、「第5次新地町総合計画」の部門別計画として策定するものです。
- (4) 本プランは、新地町が目指している「信頼の輪が広がる 暮らしきらめく しんち」の実現に向け、男女共同参画の視点から目標を示し、町民が自主的・積極的に取り組んでいくための指針とするものです。
- (5) 本プランは、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び福島県の「ふくしま男女共同参画プラン」と整合性を図っています。

### プランの期間

本プランの期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。なお、このプランを推進する中で、施策の点検を適時に行い、社会状況の変化に対応するため、必要に応じて見直します。

# プランの体系

## まちづくりの基本理念

人と自然が共に輝き  
笑顔あふれる まちづくり

## 新地町のめざす将来像

信頼の輪が広がる 暮らしきらめく しんち

## 新地町男女共同参画プラン「基本理念」

男女が互いを尊重し、ともに個性を発揮して、  
共同参画できる社会づくり

## 施策の大綱

### I 復興・防災における男女共同参画の推進

- ・ 男女共同参画の視点に立った復興並びに防災体制の確立

### II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

- ・ 男女共同参画意識の普及・啓発
- ・ 男女共同参画に関する教育・学習の推進

### III 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

- ・ 職場における男女平等の実現
- ・ 仕事と生活の調和の実現に向けた環境整備
- ・ 育児や介護にかかる社会的支援の拡大

### IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

- ・ 公的分野における女性の参画推進
- ・ 地域・職場・団体等における男女共同参画の推進

### V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

- ・ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶
- ・ 生涯にわたる心身の健康づくり支援

## 第2章 プランの内容

### I 復興・防災における男女共同参画の推進

**施策の方向** 男女共同参画の視点に立った復興並びに防災体制の確立

町民の多様な視点を反映した復興が進められるよう、復興に係る地域活動や施策・方針の決定過程への女性の参画を促進します。

男女のニーズの違いに配慮した防災対策がなされるよう、防災に関する施策・方針の決定過程に男女共同参画の視点を取り入れることで、地域の防災力の向上を図ります。

**【具体的な事業】**

- ・若者人材育成の推進
- ・地域防災力の向上
- ・復興・防災に係る政策・方針決定過程への女性の参画推進

### II 人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進

**施策の方向** 男女共同参画意識の普及・啓発

男女共同参画社会を実現し、固定的な性別役割分担意識にこだわることなく、その能力が発揮されるよう、様々な機会を活用して普及・啓発を進めます。

**【具体的な事業】**

- ・女性問題に関する意識啓発
- ・偏らない広報・啓発活動の推進
- ・メディアリテラシーの養成

**施策の方向** 男女共同参画に関する教育・学習の推進

学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互理解、協力について性別にとらわれない視点で指導の充実に努めます。

**【具体的な事業】**

- ・人権尊重のための教育・学習の推進
- ・男女平等教育の推進
- ・生活指導・進路指導等の充実
- ・教職員の研修活動の充実

家庭教育に関する情報及び学習の機会提供に努めるとともに、社会教育の場において男女共同参画に関する意識啓発や学習機会の充実に努めます。

**【具体的な事業】**

- ・教育・学習機会の推進
- ・体験学習の機会の充実
- ・男性の子育て参加の促進

### III 仕事と生活の調和を図るための環境の整備

**施策の方向** 職場における男女平等の実現

男女にとって均等な就業の機会確保と性別にとらわれない能力に基づく雇用管理の実現を図ります。



【具体的な事業】

- ・就業機会の拡充
- ・再就職のための支援
- ・自営業、企業などへの支援
- ・経営再建支援

**施策の方向** 仕事と生活の調和の実現に向けた環境整備

各自の生活様式に合わせた多様な働き方を可能とする、仕事と生活の調和を推進します。



【具体的な事業】

- ・労働時間短縮の促進

**施策の方向** 育児や介護にかかる社会的支援の拡大

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、保健、福祉、教育が連携して子育て支援の充実を図ります。また、高齢者の健康保持、日常生活の支援の充実に努めます。



【具体的な事業】

- ・育児・介護休業制度の周知
- ・情報提供・相談の充実
- ・子ども・子育て支援事業計画の推進
- ・母と子の健康づくりの推進
- ・児童館事業
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・介護予防事業の充実
- ・家族介護支援事業
- ・地域ケア体制の充実
- ・高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

## IV 女性人材の育成と意思決定過程への参画促進

**施策の方向** 公的分野における女性の参画推進

男女が社会の対等な構成員として活躍できるよう、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

特に、女性委員の割合については国や県と同程度の割合を目指します。  
（推進計画）



【具体的な事業】

- ・政策等への女性参画の推進
- ・女性登用の推進
- ・女性の活躍推進

**施策の方向** 地域・職場・団体等における男女共同参画の推進

地域・職場・団体等における環境整備を図り、家庭生活や地域活動等に男女が協力して取り組めるようにし、相互の人権を尊重しあうことのできる地域社会づくりを目指します。



【具体的な事業】

- ・地域・団体などにおける女性参画の促進
- ・地域人材の活用
- ・女性のエンパワーメント
- ・企業における女性参画の促進
- ・再就職のための支援
- ・国際化と交流の推進

## V 男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援

### 施策の方向 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力(DV)を含むあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発の推進と相談体制の充実を図ります。



#### 【具体的な事業】

- ・女性への暴力に関する意識啓発
- ・DV防止対策の推進
- ・セクシャル・ハラスメント防止対策の推進
- ・相談体制の整備充実
- ・自立支援体制の整備充実

### 施策の方向 生涯にわたる心身の健康づくり支援

生涯にわたり心身共に健康で安心して生きるために、心身の健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、男女の性差に応じた健康支援の充実を図ります。



#### 【具体的な事業】

- ・思春期における母子保健思想の普及
- ・健康診査・健康相談・訪問指導の充実
- ・生涯を通じた健康づくりの支援

## 第3章 プランの推進

### 1 計画の推進体制の充実・強化

男女共同参画を進める上で行政の果たす役割は大きく、その取り組み内容は幅広い分野にまたがっているため、すべての職員が男女共同参画社会の形成を目指すという共通認識をもつことが重要です。そのため、庁内に「男女共同参画プラン推進連絡会議」を設置し、関係部局間の連携を図りつつ、総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。

さらに、男女共同参画社会づくりに向けた町民の自発的な行動につながるよう、「男女共同参画プラン推進会議」を設置し、町民の目線から各種施策について、協議・検討を重ねて改善を進めるとともに、町民への啓発を図ります。

### 2 関係機関、団体、企業との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、自主的活動を行う関係機関、団体、企業との連携を図るとともに、ネットワークづくりを図ります。

また、女性の職業生活における活躍を推進するためには、事業者が担う役割が大きいため、事業者との連携を図り、事業者の積極的な取り組みを推進します。

### 3 国、県等の関係機関との連携

本プランの推進にあたり、国や県、他の自治体等との情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。



# 新地町 男女共同参画プラン

発行年月 平成29年3月

編集 新地町教育総務課

〒979-2792

福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30

Tel 0244-62-4477 Fax 0244-62-2369